

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

告示

- 防災街区整備事業組合の設立認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………
- ……………(環境局自然環境部計画課)…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止……………
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………(同)…
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…
- 東京都指定文化財の指定解除……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

●東京都告示第八百七十五号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号) 第三百三十六条第一項の規定に基づき原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業組合の名称

原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

令和二年六月二十三日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

目黒区原町一丁目地内

四 事務所の所在地

港区芝浦三丁目九番一号

五 設立認可の年月日

令和二年六月二十三日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申請をすることができる期限

令和二年七月二十二日

九 権利変換を希望しない旨の申請をすることができる期限

令和二年七月二十二日

●東京都告示第八百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第五十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

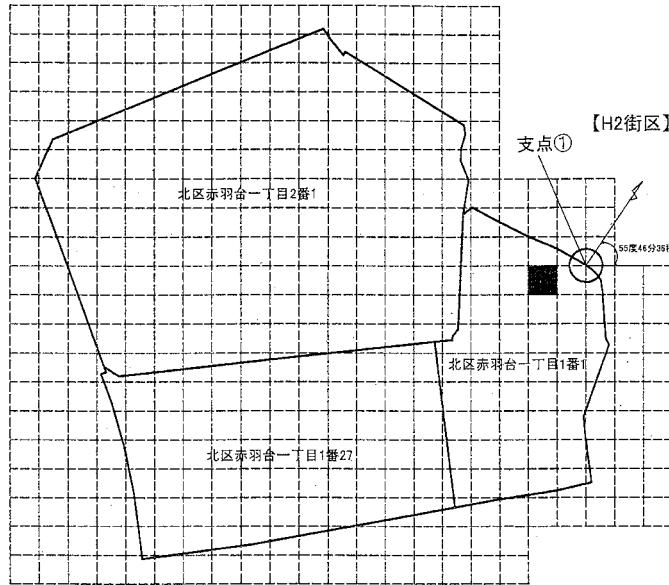
一 指定を解除する区域 別図のとおり(北区赤羽台一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

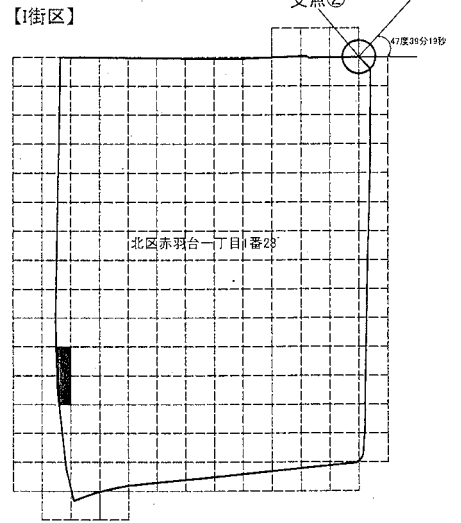
別図



<支点①>(H2街区)
 支点は、北区赤羽台一丁目1番1の敷北端とする。

<格子の回転角度>(55度46分36秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>
 — 敷地境界
 — 筆境界
 - - 単位区画
 ■ 指定を解除する区域



<支点②>(I1街区)
 支点は、北区赤羽台一丁目28の敷北端とする。

<格子の回転角度>(47度38分19秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百七十八号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の二十四項の規定に基づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 四 その他
- 一 の変更認定鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合する。
- 東京都知事 小池 百合子
- 令和二年六月二十三日

●東京都告示第八百七十七号
 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和二年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
港区	港区立障害保健福祉センター 重症心身障害児通園事業	港区芝1-8-23	令和2年3月31日
特定非営利活動法人あかしろさいろ	あかしろさいろ発達支援るーむⅡ	大田区池上4-30-9-201	同日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMO文京千石	文京区千石1-29-12 千石片岡ビル101号	同日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMO南長崎	豊島区南長崎4-1-1 BAJビル1階	同日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMO後楽園	文京区小石川2-25-10 パークホームズ小石川1階106号室	同日
社会福祉法人青空会	子ども教室 あどばんす森野	町田市森野6-379-1 プロウグレッサアオキ202号室	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人あかしろさいろ	あかしろさいろ発達支援るーむⅡ	大田区池上4-30-9-201	令和2年3月31日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMO文京千石	文京区千石1-29-12 千石片岡ビル101号	同日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMO南長崎	豊島区南長崎4-1-1 BAJビル1階	同日
株式会社アスリード	運動発達支援スタジオUNIMO後楽園	文京区小石川2-25-10 パークホームズ小石川1階106号室	同日
練馬区	練馬区立こども発達支援センター	練馬区光が丘3-1-1	同日
株式会社SKY	みなそら 菫田園	大田区東矢口1-11-1	同日
特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会	わんぱくクラブ三宿	世田谷区三宿1-3-20	同日

●東京都告示第八百七十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月二十三日

東京都知事 小池百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センター)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人あすはの会	子ども発達プラザ ホエール	昭島市つつじが丘3-3-1	令和2年1月1日

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社招来舎	バンブーファオ 早稲田校	新宿区弁天町24 ザ・フリースビル2階	令和2年1月1日
株式会社サムシンググッド	uoooh! 療育ラボ 新宿スタジオ	新宿区中落合2-8-9 モナーク新宿下落合1階	同日
株式会社コベル	コベルプラス 信濃町教室	新宿区信濃町2-1 コートイン信濃町1階	令和2年3月1日
三敬株式会社	コベルプラス 青物横丁教室	品川区南品川2-4-5 NAビル2階	同日
有限会社アグリオ	コベルプラス 東小金井教室	小金井市梶野町5-11-2 ラシェレ1階	同日
特定非営利活動法人One step音楽スタジオ	ワンステップ倶楽部	世田谷区弦巻4-6-15	同日
ABA児童発達支援合同会社	ABA児童発達支援・放課後等デイ療育ふーあーぶー雑司が谷	豊島区雑司が谷2-3-2 SHINYAビル2階	同日
株式会社ALL IN ONE	Only One梅島	足立区梅田7-26-15 エミネンス梅島2階	同日
医療法人社団北條会	きこえとコミュニケーションのうさぎクラブ	武蔵野市西久保2-6-3 大ビル2階	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人あすはの会	子ども発達プラザ ホエール	昭島市つつじが丘3-3-1	令和2年1月1日
株式会社招来舎	バンブーファオ 早稲田校	新宿区弁天町24 ザ・フリースビル2階	同日
株式会社サムシンググッド	uoooh! 療育ラボ 新宿スタジオ	新宿区中落合2-8-9 モナーク新宿下落合1階	同日
株式会社来知	放課後等デイサービスCOCOkids 八広教室	墨田区八広4-50-3 ソリッドファイン八広2階	同日
株式会社Positive Mental Association	放課後等デイサービス 彩	青海市東青梅1-4-4 コヤマビル2階	同日
特定非営利活動法人One step音楽スタジオ	ワンステップ倶楽部	世田谷区弦巻4-6-15	令和2年3月1日
ABA児童発達支援合同会社	ABA児童発達支援・放課後等デイ療育ふーあーぶー雑司が谷	豊島区雑司が谷2-3-2 SHINYAビル2階	同日
株式会社ALL IN ONE	Only One梅島	足立区梅田7-26-15 エミネンス梅島2階	同日

医療法人社団北條会	きこえとコミュニケーションのうさぎクラブ	武蔵野市西久保2-6-3 大ビル2階	同日
一般社団法人ReSTEP	放課後等デイサービス まどか	三鷹市下連雀4-17-12 シャルマン三蔵202号	同日
社会福祉法人 あいの樹	あいの実小平	小平市小川町1-3014-7	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人あすはの会	子ども発達プラザ ホエール	昭島市つつじが丘3-3-1	令和2年1月1日
株式会社ALL IN ONE	Only One梅島	足立区梅田7-26-15 エミネス梅島2階	令和2年3月1日

●東京都告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月二十三日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 鮫洲大山

二 変更の区間

目黒区中央町二丁目二千六百八十二番十
二地先から同所二千六百八十一番十七地
先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

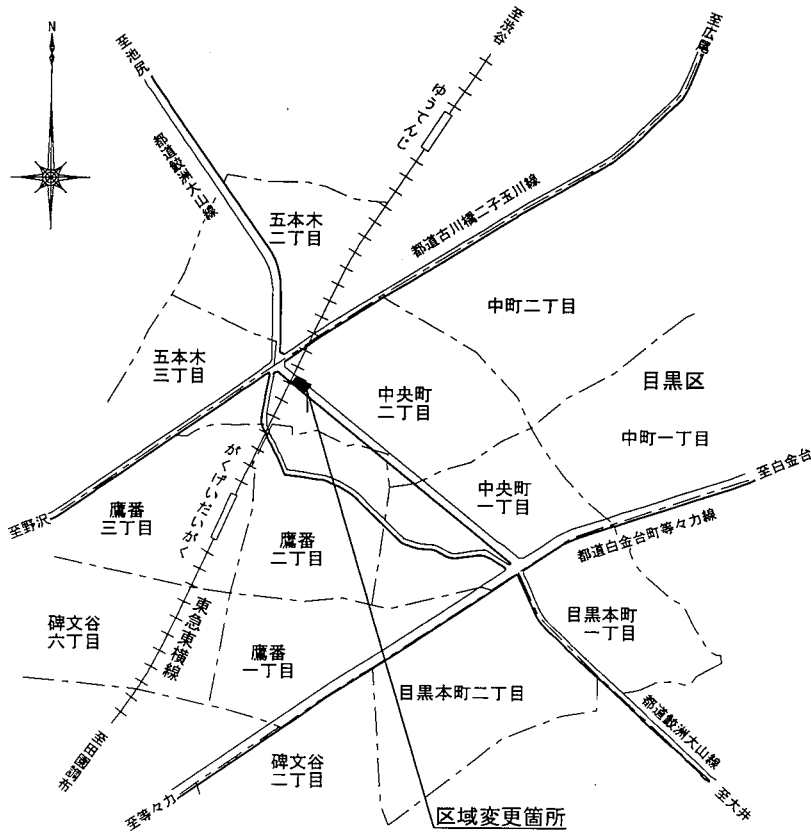
目黒区中央町二丁目地内

都道

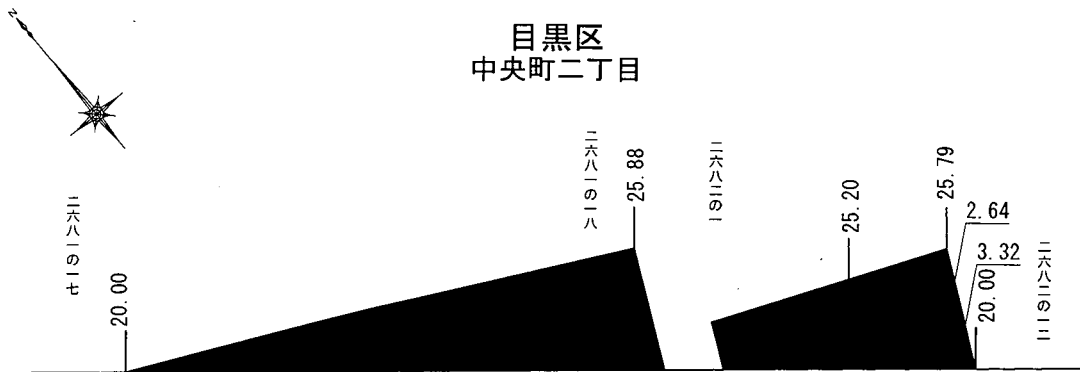
編入区域

延長 四〇・七六メートル

面積 一・二八・六四平方メートル



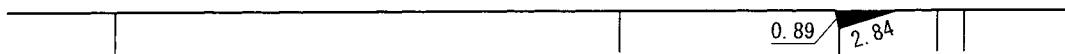
目黒区
中央町二丁目



至池尻

都道鮫洲大山線

至大井



中央町二丁目

告示(教)

●東京都教育委員会告示第三十六号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第三十四条第二項の規定に基づき、次のとおり東京都指定史跡旧跡名勝天然記念物の指定が解除された。

令和二年六月二十三日

東京都教育委員会

指定が解除されたもの(令和二年三月十日付)

種別	名称、員数、所在地、指定区域等	所有者
東京都指定名勝	哲学堂公園	中野区 新宿区

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年六月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和二年六月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一	店舗名	アクロスプラザ若葉台東
二	店舗所在地	稲城市若葉台一丁目五十五番
三	設置者名	三菱UFJリース株式会社
四	設置者住所	千代田区丸の内一丁目五番一号
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	ウエルシア薬局株式会社
六	変更前の小売業者の代表者名	水野 秀晴
七	変更後の小売業者の代表者名	松本 忠久
八	変更日	平成三十一年三月三十一日
九	届出日	令和二年六月一日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十一	縦覧期間	令和二年六月二十三日から同年十月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	アクアシティお台場
二	店舗所在地	港区台場一丁目七番一号
三	設置者名	三菱地所株式会社ほか一名
四	設置者住所	千代田区大手町一丁目一番一号ほ

か

五	変更前の小売業者の氏名又は名称	日本トイザラス株式会社ほか五十名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	日本トイザラス株式会社ほか五十名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社クリエイティブヨコホカ九名
八	変更前の小売業者の住所	渋谷区神宮前二丁目三十四番十七号(株式会社ラコステジャパン)ほか
九	変更後の小売業者の住所	品川区上大崎三丁目一番一号(株式会社ラコステジャパン)ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	脇田 健介(株式会社クリエイティブヨコ)ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	末松 和幸(株式会社クリエイティブヨコ)ほか
十二	変更日	令和二年三月三十日ほか
十三	届出日	令和二年六月三日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和二年六月二十三日から同年十月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

